

## 宮崎県公報

平成23年1月30日(日曜日) 号外 第3号の4

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- (畜産課) 1

告示

## 宮崎県告示第68号の5

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成23年宮崎県告示第 45号の3)を次のとおり変更する。

平成23年1月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
- (1) 移動を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- ② 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- ③ 移動を制限する区域
  - ア 宮崎市大字島之内の一部(前田、払崎、古川、新川、下ノ 園、不動坊及び北山)、大字広原の一部(柳、野田、稲荷田 、前原、堀田、志戸前、上大迫、北園、宗源寺、喰田、井出 下、九反竿、小坂本、菖蒲田、竹増迫、中井手内、菅牟田、 大迫、南迫、鎌ヶ迫、塩鶴、杉尾、下山田、山田下谷、宮ノ 下、鳥ノ迫、山王迫、山下、上竹原、姿、中ノ谷、芳ヶ迫、 平松、小迫、甲乙ヶ迫、広見、高尾、境田、三枝、塚森及び 二保迫)、大字瓜生野の一部(下畑、白砂ヶ谷、枝谷、大瀬 町北、穴の谷、市六ヶ谷、池木ヶ谷、岩谷、小岩谷、中間ヶ 谷、付田、ツブロヶ谷及び椎葉田)、大瀬町の一部(長迫、 小崩、前田、梅ノ木谷、柳丸、大師坊、大崩、イワシヶ谷、 スゲヶ迫、永田、倉谷、梅木、大谷及び喜宝坊)、池内町の 一部(広谷)、佐土原町上田島、佐土原町伊倉、佐土原町西 上那珂、佐土原町東上那珂、佐土原町下那珂の一部(平廻、 土器田、平権現前、坂本、中原、壱丁田、久峯大日、久峯前 谷、伊茂井、王子ヶ迫、田宮、羽次郎、深廻、柿内、岡村、 小亀田、八幡迫、東亀田、昆沙門、人中、阿弥陀下、井上、 福塚、田渕田、成枝権現、馬場住、萩原、鳥越、諏訪山、白 坂、伊勢下、堤下、押ヶ崎、久保田、榎田、浮橋、釈加橋、 永田、上永田、宇多ヶ渕、西ノ城、石ヶ峰、島田、除田越、 黒田、坂下、亀田村、琵ヶ首、反橋、山崎、笹原、水待、橋 口及び大路田)及び佐土原町下田島の一部(上江、瀬口、佐 賀利、江ノ頭、立野、新馬場、寺畑、柳馬場、上ノ瀬、都甲 路、境田、月輪、池田、菰田、伊勢田、柿田、阿弥陀寺、馬 場、坂木迫、飯重迫、橋口迫、尾脇田、田渕迫、田島、白金 薗、切島、堀田、堂薗、町口、多々良迫、一ツ瀬川原、打切 上長原、長川原、田島下、田ノ上後、町田出口、田ノ上、

古川、天神川、天満宮下、田島後、南出口、鷺島、六ヶ所、 上六ヶ所、下六ヶ所、安宮畑、三間屋後、三間屋前、中久保 、天神下、新屋敷、南町、庄屋田、上中島、天神中須、岩切 名、上伝宗、天神、天神上中須、諏訪田、上ノ薗、鈴町、京 塚迫、宮本原、万太郎、岩穴迫、七曲、綿内、宮本、札辻ノ 一、伊勢ん、沙汰給、三百坊、柳ノ内、衰崎、蓮田、前田及 び鳥越)

- イ 国富町大字三名の一部(大谷、溝谷、亀ノ甲谷、上松尾及 び下松尾)
- ウ 西都市大字三宅の一部(市ヶ薗、川ノ上及び土薗)、大字 岡富の一部(西ノ前、八ノ窪、桑木畑、西川ノ上、西ノ窪、 竹ノ花、西屋敷、四日市、田窪、九桝園、藏之向、下藪太郎 、土ノ口、下中嶋、延妙寺、上中島、上藪太郎、船倉、後藤 地、船倉下、仲川原及び尾崎)、大字黒生野、大字現王島、 大字荒武の一部(都於郡、浜迫、亀割、大知ヶ廻、土橋、養 十院、大久保、佐土ヶ廻、論田、梅ヶ当、藤蔵原、八幡迫、 木屋下、財ヶ廻、菖蒲ヶ廻、枯木ヶ廻、八ヶ廻、小鹿倉、猿 越、真京田、前門水、牟田、古別府、八木佐野、谷之田、鳶 渡、織渡、鬮文、下之畑、福治、宮田、園山、新立、上原、 下原、大廻、狐崎、馬場崎、塩水、松尾、中原、長園、中別 府、小鍋、水落及び今市山下)、大字岩爪、大字鹿野田の一 部(河久保、瀬下、葛廻、九反竿、松野島、継母、松野田、 小苗代、潮、山ヶ迫、城内、横枕、梅木、山之後、益崎下、 川上、嘉萬栄、荒敬田、横尾、中薗、池田、内之丸、園田、 筑後、池下、三反田、池上、山下、岡迫、一ヶ山、寺田、野 中田、水落原、別府原、池之友、円光院、藤蔵原、土橋、中 尾、原口、向之城、高屋、久保、奥、滝之下、東ヶ迫、養命 迫、坂之下、茶縁ヶ迫、光ヶ迫、水口ヶ迫、冬切及び塩ヶ迫 ) 、大字都於郡町、大字茶臼原の一部(後山)及び大字穂北 の一部 (原無田、小浪、平下及び東原)
- 工 高鍋町全域
- オ 新富町大字上富田、大字下富田、大字三納代、大字日置、大字新田の一部(富田向、後鶴、中屋舗、境田、堀田、浜田、中ノ切、塚原、北田、堂免、森元、溝川、青木、月形、溝開、今別府、水洗、竹下、小深り、薩摩橋、亀甲上、四日市下、永池、出口津、東間、船津、中津、平田、山苗代、奈良田、後薗、阿蘇河、岩穴ヶ迫、宮ヶ平、竹ヶ山、陳ヶ迫、溜水、新野地、坂ノ上、坂ノ下、栗木田、迫口、平山、前田、芝原下、平ノ前、笹貫、寺畑、井出ノ上、末永村、小中州、黒瀬、猫之尾、森延下、森延、榎木西、成法寺、洗出、新田

原、拾人囲、牧神、麓、岡馬、桜木、椎木、中門口、永牟田、勘大寺、下瀬戸口、駒取場、上深田、笹原、壱町田、柳田、鍋山、瀬ノ口、須田貫、上別府、宮之後、猪之尻、上新開、岩瀬、上谷川、下野尾戸、西牟田、中別府、前原、西ノ田、鵜戸川、年神、下ノ田、北畦原、正右ェ門尾、大迫、音明寺、下迫田、大牟田、下出口、新橋、中原、大中原、吐合、下谷川、大溝、三財原、湯の宮、湯牟田、下川床、精曽、深田、平伊倉、楠木迫、中之迫、下大迫、直山、丸尾、浦田、貮斗蒔、五反丸、門田、鳥帽子形、元牧神前、鈴津町及び羽広)、大字伊倉の一部(向江及び向江前)、北地区、南地区、富田、富田東、富田西、富田南、富田北及び富田町

- カ 川南町大字川南の一部(尾脇、前久保、持ノ木、前ノ原、湯追、新湯追、星松原、須田久保、前の田村上、前の田西、西国光、湯牟田原西、地蔵谷、西ノ別府、前の田、前の田南、前の田村下、赤坂下、東国光、山下道上、平下、国光原、上ノ原、国光、蟻別府、湯牟田、前坂、山下道上、櫻の本、古田、屋敷、山下、把言田、新屋敷、前藏、岩河、西原、番野地西、西別府下、西別府坂下、角谷、角谷下、角谷堤尻、尾花坂上、尾花西平、尾花坂平、上坊ヶ追、尾花坂東谷、尾花坂上、尾水西平、尾花坂平、上坊ヶ追、尾花坂東谷、尾花坂下、坊ヶ追、勝司ヶ別府、鬼ヶ久保、勝司ヶ別府南、俵橋、稔、綿打、小池、天神前及び伊菰)及び大字平田の一部(大久保、番野地、土橋、南原、豊里、元原、蔭の木、猫ヶ谷、赤追、鶴ヶ牟田、通山、牧の内、北の久保、水の元、平鈴、新平鈴、大宮、新通山、四海、通山村、戒の本、持場、鼻切及び遅卸坂)
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
  - (1) 搬出を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
  - ② 搬出を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
  - (3) 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第45号の3の3に掲げる区域から、1の ③)に掲げる区域を除いた区域